

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號貳第 卷十四第

行發日一月二年十和昭

論叢

第三史觀の概念……………

文學博士 米田庄太郎

地方間課税に於ける住所對財源……………

法學博士 神戸正雄

地方財政調整指數……………

經濟學博士 汐見三郎

時論

増税は景氣の芽を摘むか……………

文學博士 高田保馬

貿易統制としての爲替清算制……………

經濟學博士 谷口吉彦

研究

フランスの獨立償還金庫に就いて……………

經濟學士 松岡孝兒

貨幣自體の限界效用……………

法學士 正井敬次

說苑

公債制度の社會的條件に就て……………

經濟學士 島 恭彦

小農經濟理論より見たる地代……………

經濟學士 山岡亮一

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

研 究

フランスの獨立償還金庫に就いて

松 岡 孝 兒

一 序 言

近時我國に於いては、世界經濟不況特にその政治的不安の影響を受けた財政金融上の動搖克服のため、公債増加の傾向極めて顯著である。勿論此點が齎す影響に關する論議は區々ではある。がとにかく今日の事情の續くかぎり、我國將來の公債増發は正に必然的歸結である。従つて今や關心すべき問題は、最早この公債増發の當否に關するそれよりも、むしろこの公債増發の結果惹き起さるべき諸問題への對策であらう。

惟ふに一國公債増發の結果が、遂に豫算の均衡、國庫の均衡惹いては國民經濟の均衡を阻害し、そはまた同時にその國民經濟の發展を破壊するの虞あることは、已に洋の東西を問はず、歴史の示せる事實に於いて疑ふ餘地ない。且又公債増發に對してはこれが管理乃至償還、即ち「國家信用の動搖」¹⁾に對する安定政策なくしては公債信用の維持は到底不可能である。茲に於いて公債政

1) Compeyrot, J. E.: Les divagations du crédit de l'Etat (Revue politique et parlementaire No. 471. pp. 209-224.)

策として公債の管理乃至償還は、また一の實踐問題として極めて意義深き重要性を有つ。このことは之を我國の現在及び將來に即して考へて見るとき、また正に全面的に妥當してゐる。

此の意味に於いて私はここにフランスに於ける世界大戰特に大戰後の公債増發問題をとりあげ、それが如何にして成立し、如何なる對策が加へられたるかを吟味せんとするものである。このことは、以上述べた點よりして勿論我國の現在に於いて亦一の意味を有つものと考へる。殊にフランスが世界大戰に際し、その戰費調達を公債主義によつたこと、しかもその大部分が内債であつたといふこと、²⁾そしてフランスが大戦後その三千億フランにのぼる公債管理のため益々公債を増發して、それがマルク、クラウンと共通の運命を辿らんとせるとき、よくその管理及び償還政策を斷行して狂瀾を既倒にかへし、その目的を達成し得たことは、今日、我國の實情より見て正に寓目すべき興味ある問題とさへ考へる。

私は勿論このフランスの事實以外にこの種主題の先例なきことを謂はんとするものではない。唯私がここにフランスを取上げ、その獨立償還金庫を對象として吟味せんとする所以のものは、我國の近き將來に於ける問題は、主として内債の増發であり、また然る上はその増發公債の管理乃至償還對策の有無は、特段なる經濟事情の出現せざる限り、我國の現状特にその將來に何物かを齎すべきであるといふことを考へるからである。私は以上の意味に於いてフランスの獨立償還金庫を攻究し、これによつて示唆される對策が如何なるものであるかを追究し、以つて近き將來

2) 我國日露戰爭後の謂はゆる20億圓の公債増加は主として外債の増加である。このことは最近の問題が内債であるに比較して公債の内容を異にするので今暫くこれにふれない。此點については神戸博士：財政學大系 pp. 602-603; 小川見博士：財政學 pp. 627-628. 参照

に期待される我國金融財政研究の一助となさんとするものである。

二 フランスに於ける獨立償還金庫の成立³⁾

ここにいふ獨立償還金庫なる名稱は一の略稱であつて、正しくいへば「國防證券管理、煙草產業經營及公債償還獨立金庫 (Caisse Autonome de Gestion des Bons de la Dépense nationale, d'Exploitation industrielle des Tabacs et d'Amortissement de la Dette publique)」と呼びたい。

此の機關の創設はフランスが世界大戰中別しては大戰後短期公債特に國防證券の増發よりフランスの暴落を惹き起した結果、一九二六年八月十日、遂にこれが對策として憲法改正を斷行せるに始まる。勿論このときまでには已に多くの財政改革が行はれてはゐた。がしかし、それは常にドイツの戰爭賠償金を見返りとして行はれてゐたものであり、従つてドイツの戰債支拂能力の客觀的缺除は絶えずフラン價值を動搖せしめざるを得なかつた。

勿論この獨立償還金庫の設定までには、かの専門家委員會の成立乃至報告への反省は極めて重要である。またこの報告に基いてカイヨオにより試みられんとした諸計劃も充分吟味されなければなるまい。がとにかく、ポアンカレは一九二六年八月十日には憲法改正を斷行し、それによる法律を制定して遂に獨立償還金庫を成立せしめるに至つた。私は項を更に改めてその過程を説明するであらう。

3) Jéze, G.: Aménagement de la dette publique en France depuis, 1926. (R. S. L. F. No. 3, 1933, p. 376 et suiv.) 尙ほ此種金庫の歴史については Cfr. Levrault, R.: Les caisses d'amortissement de la dette publique d'après-guerre, 1926.; Loth, P.: Les bons à très court terme, 1929, pp. 137-190.

(A) 公債特に國防證券の増發⁴⁾——周知のごとく世界大戰前に於けるフランスの財政組織は、長期的戰爭に對する抵抗力を缺いてゐた。特にその租稅體系中所得稅に至つては一八四八年以前已に問題となり、一九〇七年の恐慌に際しても最も熱意ある主張が行はれたのであるが、尙ほその實現を見るに至らなかつたのであつて、それがフランス議會を通過したのは僅かに一九一四年三月にすぎず、従つて右のごとく其の成立後日なほ極めて淺きものに對し、巨額なる戰費支辨の彈力を要求することは不可能であつた。従つてもし戰費支辨の方法に於いてこれを租稅によるとせば、勢ひ租稅收入中八二パーセントを占めるといはれる間接稅によるの外なく、此等の事情は戰費支辨より見たフランスの租稅體系上に特に注意すべき點である。⁵⁾

これらの事情は、大戰の起るや、勢ひフランスをしてその戰費を主として公債によらしめざるを得なかつた。政府はこれがためまづフランス銀行の政府貸上金を動員したが、戰費の増大は忽ちその不足を告げるに至つた。ここに於いて政府は一九一四年九月十三日、謂はゆるマルヌ戰のための戰費調達⁶⁾の目的を以つて國防證券の名を附せる額面百フラン及び千フランなる五分利附短期證券を發行するに至つた。この政府貸上金の増加及び短期國防證券増加の傾向は引續き行はれ、特に大戰後に至つては、公債管理のため更に公債發行を以つてしたため此等の金額の總和は異常な増加を見るに至つた。今一九一二年——一九二七年間の政府貸上金額並に一九二二年——一九二七年間に亘る短期國防證券發行額の増加を示すと次表のごとくである。⁷⁾ フランスは果して之によ

4) Jéze, G.: op. cit. p. 384 et suiv.

5) Dulles: The French Franc, 1914-1928 p. 58. 尤も周知のごとくフランスの接間稅は租稅徵收法の如何によつて決定されるものである。従つてその値は特に注意して評價されなければならない。

6) この金額はフランス銀行に於いて29億フラン、アルヂエリ銀行に於いて1億フラン合計30億フラン、それは1911年11月1日に於いて已に政府とフランス

つて其の公債管理政策を全うすることができたか。

第一表 フランス銀行貸上金と国防證券發行高表(單位百萬フラン)

貸上金制限(協約)

国防證券發行高

年 月 日	制限額	増減	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
一九二一年十一月十一日	三,000	—	一月 五九,七七	五八,二五	五八,八九	五八,八六	四六,〇八九	四七,三三〇
一九一四年九月二十一日	六,000		二月 六〇,〇九三	五七,三七	五八,六八二	五八,九九二	四六,〇六八	四六,四〇一
一九一五年五月四日	九,000		三月 六〇,八四〇	五五,九二四	五五,五五二	五五,九四五	四五,七八三	四七,四三一
一九一七年二月十三日	一三,000		四月 六一,五七九	五三,三二九	五三,一九四	五二,二四六	四六,二二二	五〇,五二一
一九一八年四月四日	一八,000		五月 六三,八九二	五八,七八〇	五八,二四五	五八,二四五	四六,六四四	
六月五日	三三,000		六月 六三,八二一	五六,三四三	五六,五六九	五六,五六九	四六,一五七	四六,七〇〇
一九一九年二月十三日	四〇,000		七月 六二,五三七	五六,二八七	五六,六九〇	五六,六九〇	四四,二二八	四四,八〇四
四月二十四日	四七,000		八月 六三,六六三	五六,五九六	五六,三三〇	五六,三三〇	四四,九七三	四四,二七四
一九二一年十二月三十一日	五五,000	(一)	九月 六三,一三一	五七,一八〇	五七,二〇二	五七,二〇二	四六,八五〇	四四,〇〇六
一九二二年十二月三十一日	一四,000	(一)	十月 六〇,七五一	五七,一八一	四六,六二三	四六,六二三	四三,八六六	四三,八五五
一九二三年十二月三十一日	一四,000	(一)	十一月 五七,六七五	五七,〇四五	四五,五七一	四五,五七一	四八,五〇二	四三,三四九
一九二四年十二月三十一日	一三,000	(一)	十二月 五九,〇五五	五五,五三八	四五,七五五	四五,七五五	四九,〇七九	四九,四六四
一九二五年十二月三十一日	一六,000	(一)						
六月三十日	三〇,000							
十一月二十四日	三三,000							
十二月三日	三九,000							
一九二六年十二月三十一日	三七,五〇〇	(一)						
一九二七年十二月三十一日	三三,五〇〇	(一)						

フランスの獨立償還金庫に就いて

銀行との間に協定されてゐた。

7) Dulles: op. cit. pp. 232-233. p. 186.

フランス政府は上述せる政府貸上金並に短期國防證券の發行をなせるにも拘らず、その財政窮乏は愈々甚だしく更にイギリス及び北米合衆國よりの援助を求めざるを得ざるに至り、此等の事情は遂にフランス財政經濟の均衡を徹底的に破壊するに至つた。殊に大戰直後に於いてフランスがその復舊資金をば原則としてドイツの賠償金を擔保とせる短期公債に求めたことは、新に賣上高税を設けたるにも拘らず、益々フランスをして公債の増發を促さしめ、それはまた周知のごとく益々世界大戰後のフランスの復舊を困難ならしめるに至つた。

かくて此等事情の錯綜は遂にフランス資本の海外逃避となり、フランへの投機を惹起するに及んでそれは徹底的にフランス財政を脅かすに至り、遂に政府は何等かの方法によつて公債及び國防證券の整理を行ひ其の信認を恢復するに非ずんば、そこにフランの暴落を通じて由々しき社會問題が惹起されざるやの深憂を生ぜしめるに至つてフランスはその對外貨幣價值の一大動搖を通じて空前の危機に直面した。

(B) 専門家委員會の成立と其の報告内容——⁸⁾以上述べたるがごときフランス財政の貧困は、遂に一九二〇年の恐慌を通じて先づフランス信認の程度を問はれるに至つたが、其後更にルウル占領問題を惹起した後、一九二五年には、再びその信認の危機が叫ばれるに至つた。當時フランスは對外的には、シリヤ及びモロッコに出兵してその戦費少からざるものがあつたが、しかも亦對内的には、資本税設定問題は内閣の運命を決し、加ふるに内債に於いて一九二五年政府公債の償

8) Jéze, G.: op. cit. pp. 390-398.

還期限到來せるもの、二二〇億フランを算するに及んで、俄然かくのごとき政治財政上の難局突破には何等かの非常手段を必要とするの聲高まり來り、殊に短期國防證券の處理が其の論議の中心となつた。

此の事情に於いて一九二六年は正に財政上の危機であつた。この危機對策は遂に一九二六年五月三十一日の統令を以つて専門家委員會を認めしめるに至つた。その組織はセルジヤンを委員長とする實際家、理論家を併せた總員十三名より成り、同年七月に至つて報告を發表したが、その主張は通貨政策目的をばフランの引上よりもむしろフランの安定にありとし、安定水準としては技術上當時の爲替相場よりも更に有利なるフランの選擇を希望してゐる。安定時期については安定準備期、事實上の安定期、法律上の安定期を經過すべしとしてゐるが、尙ほ安定條件としては次の諸項をあげてゐる。¹⁰⁾

- (一) 短期資本の移動を適當に防止し、國際貸借を正常にすること
- (二) 豫算の均衡をはかること
- (三) 國庫勘定の均衡をはかること
- (四) 對外債務を整理すること
- (五) 新貨幣制度を經濟上の諸要素に適合させること
- (六) 紙幣發行及び商業手形割引の基礎として充分なる外國爲替及び金を準備すること

これによつて政府は、フランの安定を行ふと共に、豫算の均衡¹¹⁾、國庫の均衡¹²⁾、國際貸借の均衡¹³⁾を

9) *Sergent, Duchemin, Fonger, Jèze, Lewandowski, Maarsen, Moreau, Oudot, De Peyerinhoff, Philippe, Rist, Simon.*

10) *Dalles: op. cit. p. 426.*

11) *大藏省理財局：佛國の幣制整理, pp. 27-36, pp. 51-90.*

12) *上掲書, pp. 36-44, pp. 91-148.*

13) *上掲書, pp. 45-46, pp. 149-205.*

も圖らんとしたのであるが、漸く迫り來れる財政上の危機突破對策は之によつて辛うじて成立するに至つた。

(C) 獨立償還金庫の成立¹⁴⁾——専門家委員會の報告はフランスの價值安定を通じてフランス財政の整理方策を示したのではあるが、しかしその實現は必ずしも容易ではなかつた。即ち最初この委員會報告の精神を實踐に移さんとせるものはカイヨオであつたが、¹⁵⁾彼は不幸にして中道にして蹉跌した。それで目的はこれについてたつたポアンカレによつて始めて實現されるに至つた。

ポアンカレ政策の特性は、¹⁶⁾カイヨオのそれが對外クレジット設定を條件とせるに對し、之を徹底的に排斥したる點にある。即ちそれまで貨幣價值安定に於いて、一般に原則的條件として考へられてゐた外國よりのクレジットによることを退け、フランス自身の力を以つてその信認を恢復せんとするにある。¹⁷⁾之によつて政府は國民精神の緊張を圖り、國民の愛國心に訴へ租税を前納せしめなどして以つてフラン安定に關するポアンカレ的政策を追及したのであるが、遂に一九二六年八月三日の法律は謂はゆる獨立償還金庫即ち「國防證券管理、煙草產業經營及公債償還獨立金庫」を成立せしめるに至つた。

この成立と共に政府が考へたことは、まづフラン安定に關する準備であるが、この準備期に於いて獨立償還金庫は専ら流動公債の整理を行つた。そしてこれあるによつて僅かに其後に於ける事實上の安定及び法律上の安定を期待することができた。私は此の意味に於いてこの獨立償還金

14) Jèze. G.: op. cit. pp. 398-406.

15) 大藏省理財局: 佛國の幣制整理 pp. 47-48; Dulles: op. cit. pp. 253-257.

16) Levrault, R.: op. cit. pp. 90-103; 大藏省調査局: 佛國の幣制整理 pp. 39-50.

17) 尤も實際は當時フランスが對米債務に關する規定を批准しなかつたので、フランスはその解決なくしては對米クレジットを問題とす

庫の成立を重要視するものである。ゆゑに更に項を改めてそれが如何なる業績をあげたかを吟味せんとするものである。

三 獨立償還金庫の業績¹⁸⁾

獨立償還金庫はその正しい名稱たる「國防證券管理、煙草産業經營及公債償還獨立金庫」なるそれが示すごとく、その取扱ふところの業務は獨立金庫としての國防證券の管理であると共に、公債の償還であり、更には煙草の專賣である。換言すれば獨立金庫として國防證券の管理内容たる借換及び利拂を行ふの外、公債の償還をも取扱ふものであり、更にこれが財源としての煙草の買入製造販賣を認めるものである。即ちそれは煙草の買入製造販賣による益金を以つて公債の利拂及び償還をなす獨立せる金庫である。²⁰⁾ 故に此點よりすれば煙草專賣は同金庫に對し手段的な地位を占めるにすぎないものであり、その目的は煙草專賣により利益をあげ、之を以つて同金庫の公債管理償還資金にあてるにある。

この金庫が最初前述専門家委員會によつて論議されたときに於いては、單に一の國防證券の管理のみを目的としたものにすぎなかつた。然るにポアンカレ案に於いては單に管理を以つて満足せず、更にその償還をも目的とするに至り、尙又その管理償還にあてられる金額も、²¹⁾ 専門家委員會案に於いては煙草專賣益金より一定金額を繰り入れしめるものであつたが、ポアンカレ案に

18) Jèze, G.: op. cit. pp. 411-415; Cfr. Rapports annuels de la caisse autonome (R. S. L. F.) 1928, No.4; Levrault: op. cit. p. 103, et suiv.; Israël: Oeuvre de la caisse autonome d'amortissement de la dette publique (R. P. P. No. 471 pp. 252-265)

19) 此の點については大藏省理財局：佛國の幣制整理：pp. 95-96. 參照

20) 獨立金庫の法律上の性質については上掲佛國の幣制整理：pp. 97-99. 參照

於いては同專賣を金庫に從屬せしめ、その資金獲得手段として煙草專賣を行はしめるものであり、ここに同金庫の名稱は重疊的な長いものとなつて示されるに至つた。²²⁾

なほこの金庫財源は煙草專賣益金を以つて之にあてるものであるが、必ずしもこれのみに限るものではない。その財源を吟味すると二つの系統に分たれる。第一は一九二六年八月十日の憲法に基く法律によつて認められた財源、即ち謂ふところの憲法による財源であり、第二は一般法律によつて認められた財源である。²³⁾

第一の憲法による財源は、もしその必要あるときは豫算より補給を受けるものであつて、次の四種より成る。²⁴⁾

- (一) 煙草專賣益金²⁵⁾
- (二) 第一回所有權移轉に關する補完的臨時稅²⁶⁾
- (三) 相續稅及び死亡による所有權移轉稅
- (四) 寄附又は遺贈

(一) の煙草專賣益金は一九二五年に於いて約一七億五三〇〇萬フランに過ぎなかつたが、一九三一年には三六億一四〇〇萬フランに増加してゐる。(二)の第一回所有權移轉に關する補完的臨時稅は一九一六年八月三日の法律によつて規定されたものであるが、最初その稅率は七分といふ高率であつたので忽ち信用を失ひ、其後一九二九年に五分、一九三〇年に三分といふ兩度に亘

21) Levrault : op. cit. p. 96.

22) 専門家委員會とボンカル案との相違については上掲佛國の幣制整理 : p. 97 參照

23) Israël : op. cit. p. 253.

24) Israël : op. cit. p. 253.

25) Jéze : op. cit. p. 418-419.

26) Jéze : op. cit. p. 416.

る税率引下が行はれるに至つた。その税額は一九二九年に七億五五〇〇萬フランに達してゐたが、其後一九三二年には二億五五〇〇萬フランに減するに至つた。次に(三)の相續税及び死亡による所有權移轉税は一九二九年四月十六日、一九三一年三月三十一日の法律によつて減ぜられるに至つたが、その税額は一九二九年に於いて最高二七億二七〇〇萬フラン、一九三二年には一億八〇〇〇萬フランに減じてゐる。最後に(四)の寄附又は遺贈に關してはその金額は一九二七年十二月末三億一七〇〇萬フランを示してゐたが、後年に於いては次第に減ぜざるを得なくなつて來てゐる。

更に第二の憲法によらない財源中には次のものが數へられる。²⁷⁾

- (一) 舊獨立金庫
- (二) 一般豫算剩餘金²⁸⁾
- (三) ドイツ戰債賠償金²⁹⁾
- (四) 煙草專賣益金中、國防證券及び借換證券の利用に用ひられざる部分

以上の中、(一)については舊金庫の殘額は約一億一四〇〇萬フランであり、(三)についてはそのフランスの受取るべき金額は二億五一〇〇萬フランである。³⁰⁾

金庫運用資金の内容は以上のごとくである。此等の資金はその役割に於いて、或は(A)國防證券の管理に、或は(B)公債の償却にあてられる。³¹⁾併し上述の諸項中最も重大なるものが煙草の專賣益

27) Israël. M.: op. cit. pp. 251-254.

28) Jèze: op. cit. p. 417.

29) Jèze: op. cit. p. 417.

30) Israël: op. cit. p. 254.

31) 此點については最初は國防證券のみが問題となつた。併しそれは當然議會に於いても問題となり、その結果ポアンカレに於いては國防證券の外、國庫の特

金であることは已に名詮自稱的に明かである。故に私は以下更に此等諸點の内容を説明せんとするものである。

(A) 國防證券の管理——已にのべたるがごとく、國防證券の管理は同金庫の根本的な役割の一つである。同金庫は徐々にはあるが國防證券の更改を行ふと共に、更に大量的なる償還の請求を防がんとするものである。勿論かく云つたからと云つても、この金庫は最初からその目的に當て得られる充分な資金を有つてゐるものではなく、その活動當初即ち一九二六年に於いて有する金額は、僅かに二億三〇〇萬フランに過ぎなかつた。その内容を吟味すると内一億三五〇〇萬フランは寄附及び遺贈より成り、六八〇〇萬フランは舊償還金庫より繰り入れられた内金である。然るにその最初本金庫の管理に歸した公債は已に四九〇億フランの多きに達してゐるから、その金利を平均五分五厘としても利拂額約二七億であり、これに煙草製造專賣經費約八億フランを加へるときは總計約三五億フランはさしあたり金庫運用に要する資金である。この少くも三五億フランの資金をば最初の財源たる僅々二億三〇〇萬フランを運用して求めんとすることがまづ同金庫に對して課せられた問題である。金庫は如何にしてこれを解決したか。事實金庫はその資金及び煙草收入を保證として更に證券を發行した。その證券は額面五〇〇フラン、金利は六分なる固定利率の外に煙草專賣上額による割増配當を認めた。即ち煙草專賣上金額二〇億フランを超えるときは、その賣上超過額一億フラン毎に五〇〇フラン證券に對し年割増〇・五フランを與へるこ

別當座勘定普通大藏省證券、短期國庫債券及びクレディナショナル短期債券政府貸上金が取上げられた。この問題への解説は今そのところでない。

32) Israël: op. cit. pp. 255-256. ; N: l'œuvre de la caisse d'amortissement (Journal des Economistes, 15. nov. 1924. pp 733-34)

とこれである。但し割増金額五フラン未滿の場合は割増を認めない。

この發行方法は異常な成功を齎し、同金庫はこれによつて三〇億フランの資金を得、之を以つて豫定の流動公債管理を行ひ、從來の短期證券を漸次整理して之に對する金利負擔を減ぜしめると共に、更に滿期期限到來の公債を調節して各年度に均等な公債負擔を認めしめるに至つた。

かくのごとき公債管理政策は略々その豫想上の成功を齎し、一九二七年六月二日以後は二年以内の證券發行を廢止し、その滿期期限を整理し、その各年割當額を平等にせる外、更に公債利子をも輕減するに至つた。

かくして求められた結果を一瞥すると、³³⁾ 今一九二六年十月一日に於いてその國防證券及び大藏省證券は總額四八一億六七〇〇萬フランに達し、その滿期期限も一ヶ月乃至一ケ年に亘る各種のものから成つてゐたが、其後六ケ年一九三二年十月末にはその金額は約二八四億二〇〇〇萬フランに減じ、その滿期期限も亦之を統一されて二ケ年となるに至つた。要するに六ケ年に亘る公債の整理償還は約二〇〇億フランであり、流動公債總額の四一パーセントに當るが、更に右金額中整理されたものは一八五億七六〇〇萬フラン、償還されたものはその殘額である。また一九二六年に於いては毎月期限の到來するもの七〇億乃至八〇億フランに達してゐたが、一九三二年には平均的に一一億六〇〇〇萬フランを數へるに至つてゐる。

(B) 公債の償還³⁴⁾——前述せる管理業務が主として國防證券に限定されたるに對し、公債償還に

33) Israël: op. cit. p. 256. ; N: op. cit. p. 735.

34) Israël: op. cit. pp. 256-259.

對しては何等内容規定がなかつたため、金庫が取扱へる償還は國防證券の外各種公債にまで及んでゐる。³⁵⁾ 今其等公債が如何なる方法により償還されたかを列擧すると、³⁶⁾

(一) 國防證券及び借換證券の償還

(二) 取引所に於ける買戻による公債償還

(三) 中期公債償還

(四) 公債契約による償還

(五) フランス銀行に引渡された大藏省證券の償還

(六) 其他公債償還

の六種をあげることができ、更に此等の償還方法によつて償還された公債金額をあげると次のごとくである。

(一) 國防證券及び借換證券に對する償還は、一九二七年より一九三一年に亘る間の總額に於いて約三二億フランに及んでゐるが、その年別譯は次のごとくである。³⁷⁾

一九二七年	五三六、七一、〇〇〇(フラン)	一九三〇年	六三、二〇〇、〇〇〇
一九二八年	一一三、六五六、五〇〇	一九三一年	七二、五九四、〇〇〇
一九二九年	二、三六二、五六九、〇〇〇	一九三二年	八四、七六二、〇〇〇

(二) 取引所による買戻償還は上述せる期間に於いてその總額約一三五億フランであるが、その年別譯は次のごとくである。³⁸⁾

35) 本稿 (A) 國防證券の管理参照

36) Israël: op. cit. p. 257.

37) Israël: op. cit. p. 257.

38) Israël; op cit. p. 257.

一九二九年	六、六一八、九九二、八〇〇(フラン)	一九三一年	七三四、二七一、〇五〇
一九三〇年	三、九四四、八三一、八三九	一九三二年	二、二二五、三〇五、一三八

(三) 更に中期公債償還は總計に於いて約六三億フランであり、其の年別譯は次のごとく示されてゐる。

一九三二年	二八、九二(百萬フラン)	一九三二年	三、三七一、(百萬フラン)
-------	--------------	-------	---------------

(四) 公債契約上に基く償還は總計に於いて約二七億フランであり、その年別譯は次の通りである。

一九三一年	九八二(百萬フラン)	一九三二年	一、六八二(百萬フラン)
-------	------------	-------	--------------

(五) フランス銀行引渡大藏省證券の償還は一九二九年以後に行はれたが、その總額は約一五億フランに及んる。

(六) 以上の外獨立償還金庫はその創立より一九三二年十二月末日までに各種の名義に於いて償還又は廢棄借換を行つたが、その金額は總計約一〇億フランである。

以上獨立償還金庫が一九二六年十月一日より一九三二年末日までに償還その他方法により處理せる公債總額は三一四億六四〇〇萬フランに達してゐるが、その中償還せるものは二六五億八一〇〇萬フランであるといはれる。³⁹⁾*

已に述べたるがごとく、元來獨立償還金庫は國防證券の管理を目的としたものであり、少くも専門家委員會の意圖は此點を明示してゐた。³⁹⁾然るにポアンカレは外國クレヂットによるフラン安

³⁹⁾ 大藏省理財局；佛國の幣制整理 p. 50.
*) Israël: op. cit. p. 257.

定策をとれる専門家委員會の意見を排し、自力更生策を企圖し、以つてフランス國民の精神的協力によつてその目的を達せんとしたのであるが、このことはまた同時に獨立償還金庫に對しても一方煙草專賣基金其他基金による自動的資金調達機能を認めると共に、その取扱公債も單に國防證券に止らず、更に其他の公債をも取扱はしめるに至つた。是れ⁴⁰⁾即ち本金庫がその名稱たる國防證券の管理たる字句に拘泥せず、更に積極的に其他の公債の償還をも取扱ひ、之によつてよく公債一般の信認を高め、期限を調節し、更改證券額をして平等ならしめるに至つたものである。

要するに獨立償還金庫の償還政策がよく二六〇億フランの公債を償還したことは、大體に於いてそれが成功であることを認めて差支ないであらう。唯しかし、積極的な賞讃には尙ほ問題が残る。蓋し同公債にして同金庫の管理に屬するものは少くも整理、廢棄、又は償還をうけたかも知れないけれども、又他方に於いて新なる流動公債が求められたことは、謂はゆる右手に償還して左手に借入れるの設例に洩れないからである。

(C) 煙草製造專賣⁴¹⁾——煙草産業經營勘定 (Service d'Exploitation Industrielle des Tabacs) は一九二六年八月十日、從來獨立してゐた政府煙草專賣に對して加へられた名稱であり、通常その頭文字をとつて S. E. I. T と云はれる。併しその變化は單にその名稱のみでない、更に實質的にも從來の單なる製造事業より一層進んで商工的經營事業への再組織を意圖したものであり、之によつてよく專賣收益の増加を圖らんとしたものである。尤もこの意味の發展は此の時に始まつたも

40) 此點については本稿 A 國防證券の管理に関する註參照；佛國國債償還金庫設定に関する法律案 (大藏省調査月報第 06 卷第 2 號 p. 42)

41) Cfr. L'amortissement de la dette publique en France. (R. S. L. F. 1903 No. 4. p. 684 et suiv.); Décret du 13. août, 1926 (B. S. L. C. 1926. pp. 204-206); Israël: op. cit. pp. 259-263.

のではなく已に一九二二年に發表されてはゐるが。

この改正により、煙草專賣の運営は原料の買入、製造及び販賣の三部門より成るに至つた。フランスに於ける煙草原料は、フランス及び植民地産のもの外に外國産のものをも用ひてゐる。煙草栽培は許可制度によつてゐるが、その關係より栽培者は煙草專賣管理局の監督を受ける。その原料買入は監督者側及び栽培者側から選出された同數の代表者より成る委員會によつて行はれる。此の委員會は一九二八年までは會計検査院の監督を受けてゐたが、一九二八年三月十九日の法律は之を國民經濟會議の監督の下に置くに至つてゐる。

フランスの煙草專賣に於いて注目すべきことは、その價格が外國に比して高すぎるといふことである。しかも煙草栽培はその生産物取引の確實性に於いては、其他農産物とは比較し得ない特性を有つてゐる。これがため煙草栽培の許可件數の増加はまた統計の示すところである。現に一九三二年に於ける獨立償還金庫の業務報告も「煙草は今日最もよく賣れる農産物である。その割合は一九一三年に對して六八〇パーセントに達してゐる」と述べてゐることはまた容易にこれを推定せしめるものである。しかもフランス煙草の價格が高いことはまた極めて顯著であり、世界市場に於ける同一品質の煙草價格に比して少くも二倍半の高位にあるといはれる。尙又シトロエ
ン報告も一九二四年に於けるフランス煙草の保護は三五パーセントであり、之を以つて餘りに高すぎると述べてゐる*。

42) Cfr. Les opérations de la caisse d'amortissement pendant l'année 1932 (Bulletin de statistique et de législation financière sep. 1933)

*) Israël: op. cit. p. 261.

S・E・I・T が採用せる最も重要な改善は、已に述べたるごとく、その經營方針に商工的經營要素を加へたこと、特にその販賣組織に對する變更である。具體的に云へば⁴³⁾ S・E・I・T は一九二七年より販賣部を設けたが、その役割は製造販賣間の密接な連絡を保たんとするものである。同年までは煙草の賣捌は専ら間稅課に屬するものであつたが、かくのごとき行政的分課に於いては取引を實際要求に適應せしめること困難である。ここに於いて之に改善を加へ、その販賣組織をよく實際の要求に添はしめたのであるが、これは確かに一の進歩といはなければならぬ。

この意味に於ける改善を具體的に述べると、まづ第一には販賣監督官なる上級監督機關を創設したといふことである。第二には煙草小賣業者の煙草陳列方法を規定せることである。第三には煙草小賣業者の負擔引下による店舗設備の改善であり、第四には S・E・I・T の直接監督下にあつて經營される直營販賣部の開設である。尙ほ第五にあぐべきものに小賣業者相互信用の組織があるが、その目的は一種の信用賣制度の採用であり、一九三二年末に於いて之に加入せるものは小賣業者總數四八、〇〇〇人中約一三、〇〇〇人を數へるに至り、此等の人々によつて利用される信用金額は八六〇〇萬フランに及んでゐる。そして最後に注目すべきものとしてあげなければならぬものに、工業的經營に於いて加へられた改善即ち生産費計算のための複式工業簿記の採用が残つてゐる。

此等改善のため、煙草專賣收益が極めて好ましい結果を結ぶに至つたことは當然であるが、そ

43) Israël; op. cit. p. 262.

44) Israël; op. cit. p. 263.

の發展は單に國內のみに止らず、更に國外にまで及び、今日の經濟恐慌にも拘らずその對外輸出は一九二七年より一九三二年に亘る間に於いて一七〇〇萬フランより二一〇〇萬フランに増加し、一九三三年末には減じたが尙ほ二五〇〇萬フランに及んでゐる。⁴⁵⁾

總括的に云つて煙草賣上は獨立償還金庫設定後著しく増加してゐる。その總額は一九二七年には三六億九八〇〇萬フランに過ぎなかつたが、一九三一年には四五億八六〇〇萬フランに増加して今日までの最高額を示し、一九三二年には稍々減じてはゐるが尙ほ四四億七六〇〇萬フランを示してゐる。問題は此の情勢に於いて果してその販賣機能が行詰つてゐるか否かといふ點に存するが、此點に對する答は樂觀的である。そは如何なる根據によるか。第一にあげられるものには一人當り紙卷煙草消費高よりの見方であるが、第二には將來に於ける葉卷煙草の需要増加についても論ぜられる。

今フランスに於ける紙卷煙草の一人當り消費高を英米のそれに比較すると、フランスに於いて一九三二年の一人當り紙卷煙草消費高は四一七本に過ぎないが、之に對して北米合衆國は九三七本、イギリスに至つては一〇〇〇本以上である。更にまた賣上金額について見ると紙卷煙草よりも葉卷煙草に於いてその増加率大であるが、此等のことは如何にフランス煙草の將來に問題が大きく残されてゐるかを語つてゐるものである。已にのべたるがごとく、紙卷煙草の増加が一九二七年に於いて總額の二二パーセント、一九三二年に於いて三三・四パーセントを示してゐること

45) Israël: op cit. p.261.

は、獨立償還金庫創設後新製品（バルト、ウイッケンデ、セルティック）を以つてあげた増加にも拘らず、尙ほ格段の改善に基く増加が期待され得るものであることを語るものであり、その意味に於いて煙草專賣が有つ獨立償還金庫的財源の弾力性には尙ほ期待され得るものがあるといひ得られる。⁴⁶⁾

四 結 語

以上に於いて、最近フランスの獨立償還金庫が、如何なる役割を有ち、如何にして成立し、如何なる業績をあげたかを述べた。要するにこの金庫への考察は、公債の管理及び償還の目的を煙草專賣益金の増加によつて圖らんとせるものであり、この間に於いて國防證券なる名義に於ける公債管理がその所期の目的を達したことを認めざるを得ないものであり、またその範圍に於いて財政上並に之に基く國家信用上、その復興に力を添へたことまた疑ふ餘地ない。^{*)}此の意味に於いて一九二六年八月七日の法律が、よくその所期の効果をあげ、謂はゆる從來ピット式公債償還法が陥るを常としてゐた誤謬をさけ得たことは之を認めなければならぬ。

尤も今日のごとき財政上の窮乏時にあつては、之に對しても亦批判が起ることは止むを得ない。即ちもし煙草專賣を特に獨立せる財源として同金庫に從屬せしめざる時は、年々之に相應する財源が考へられ利用され得る。しかも元來公債の償還なるものは豫算による剩餘から支拂ふべき

46) Israël; op. cit. p. 263.

*) N: L'œuvre de la caisse d'amortissement (Journal des Economistes. 15 nov. 1934, p. 736)

**) Israël: op. cit. p. 264.

である、然るに獨立償還金庫は、一方に於いて償還すると共に、他方に於いて募債して居り、かのごときことは到底健全なる財政政策とは云へないからである。この意味よりすれば、金庫による償還はむしろ新なる國庫借入の誘惑とさへなると批判される。

素よりこの見方にも亦その有つ意義は認められないわけではない。併しまた三〇〇億フランの公債を有つフランスの實狀を見、もし獨立金庫の機能によつて没落せんとしたフランスの國家信用を維持すると共に、更にこれを高めることができたとするに於いては、その有つ重要性は決して軽いものではない。⁴⁷⁾むしろこれによつてこそ危機に瀕せるフランスの信認が維持されたものであるとさへ考へられる。

勿論、この獨立金庫の存在は一時的存在ではある。⁴⁸⁾従つて之が存在を過度に強調することは慎まなければならぬ。がまた更に、その運用にして當を得たならば、それによつて單に國防證券のみでなく、公債一般の管理乃至償還を行ふこと亦必ずしも不可能ではないであらう。かくのごとき意味からして、その償還金庫資金獲得手段として煙草專賣の外に燐寸專賣も亦考慮されてゐる。⁴⁹⁾之を要するに、フランスの獨立償還金庫はフランスのごとき金融財政上特に不利なる状態におかれた國にして特にその意義を有するものであつて、例へばベルギー、イタリヤのごとき此種問題解決につき政治上經濟上フランスに比してその困難の度少き國は、たとひ之によつたとしても一層容易に大戦後の財政金融を整理し得たことは勿論である。⁵⁰⁾

17) Jèze: op. cit. pp. 433-435.

48) Jèze: op. cit. p. 435.

49) Israël; op. cit. 265.

50) L'amortissement de la dette publique en Belgique (R. S. L. F. 1932. No.2. p. 219. et suiv.); Mitzakis: Les grands problèmes italiens, 1931. pp. 331-338.